

令和8年度坂田池観桜会 露店出店者募集要項

柿崎区上下浜地内

本募集要項を全てご確認のうえ、
同意される方のみお申込みください。

上越市柿崎区総合事務所産業グループ

1. 露店概要

(1) 出店日時

- ・令和8年4月11日（土）9:30～15:00 荒天時は12日（日）に順延 12日も荒天の場合は中止（以下「開催日」）

(2) 出店場所

- ・上越市柿崎区上下浜地内（坂田園地）
抽選で決定する区画とします。

(3) 出店区画

- ・露店 1小間：間口2.5m×奥行1.5mまで

※出店の最大小間数は連続する2小間までとします。

※販売台や調理器具、商品等はすべて営業区画内に収めてください。

※テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品の貸出はありません。

※電気の仮設はありません。必要な出店者は発電機等を使用ください。

※火器を使用する場合は消火器を必ず用意してください。（家庭用は不可）

(4) 出店区画数

- ・露店 21小間

※申請が出店数を上回った場合は、抽選で出店者を決定します。

(5) 販売品目

- ・露店・・・許を受けている営業品目

(6) 出店手数料等（1出店あたり）

1小間・・・300円

2小間・・・600円



2. 出店手続き

(1) 出店申請書類の提出期限

令和8年3月13日（金）17:00 ※必着

(2) 申請資格

① 出店者は、申請最終日（令和8年3月13日）時点で**上越市に住所・事業所等を有する個人・法人・団体等**に限ります。

② 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。

※申請時に「移動露店市場出店資格確認書兼申請書」を提出ください。

③ 飲食物を販売する場合は、「新潟県市場等定置食品営業許可」、「食品営業許可」等を受けている者であること。

※申請時に許可証の写しを提出してください。

※申請時点で更新中の場合は、更新中を証明できる書類を提出してください。

※許可証の「氏名」と「出店申請者氏名または使用人氏名」が違う場合出店できません。

④ 申請できる飲食物の販売品目は、許可証の品目に限ります。

⑤ 上記①～④の全てに該当し、かつ、各規定を遵守し積極的に協力すること。

(3) 申請上限

・露店の申請数に上限は設けませんが、許可後の追加・減数は理由を問わず一切認めません。許可された場合は必ず出店してください。キャンセル等の違反があった場合、当該申請者のすべての出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

(4) 申請書類

①申請書類は市のホームページからダウンロードし使用してください。

※右のQRコードからアクセスしてください。

②提出書類

ア 移動露店市場出店資格確認書兼申請書（申請書）

イ 食品関係の営業等の許可書の写し

※飲食物を販売する場合のみ提出してください。

ウ 火気(LPG) 使用申請書

(5) 申請方法

・上越市柿崎区総合事務所産業グループへ必要書類一式を提出

※申請は、持参、郵送、宅急便での提出のみ受け付けます。

【宛先】

〒949-3292 上越市柿崎区柿崎6405

上越市 柿崎区総合事務所 産業グループ 露店受付担当 宛

電話：025-536-6707



3. 出店の許可及び抽選、受付、出店料

(1) 出店の可否および出店区画の抽選

項 目	抽選者	抽選の時期
(1)募集区画超過時の出店者決定の抽選	露店管理者	申請締切後
(2)出店場所の順を決めるための予備抽選	露店管理者	警察の審査後
(3)出店場所の抽選	出店者	開催日の受付終了後の9:00～

①締め切り後、出店可能区画数を超えた場合には、区内申請者を優先します。区外申請者は露店管理者による厳正な抽選により出店者を決定します。

②露店管理者において申請内容を確認のうえ、記載された事項について警察署へ照会を行い、出店資格の有無を確認します。

③申請者が「反社会的勢力」に該当しないことが確認され、かつ申請資格に合致している場合には、受付後「移動露店市場出店許可証」及び「移動露店市場出店許可証明書」を交付します。却下の通知がない場合は、当日、直接、現地露店管理本部で受付を完了してください。なお、問い合わせには応じます。

申請者が「反社会的勢力」に該当する場合や申請資格に合致しない場合には、**令和8年3月27日まで**に「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を送付します。

④出店場所の抽選順は、露店管理者による厳正な抽選により決定し、その順に出店場所の抽選を受付後に行います。

・ 受付日時：開催日の8:30～9:00

・ 抽選日時：開催日の9:00～

・ 抽選会場：柿崎区坂田池観桜会露店管理本部

※出店場所の抽選結果により、隣同士で販売品目の類似や重複が発生する可能性がありますので、ご了承ください。

※区画に空きが出た場合であっても、補充は行いません。

(2) 使用人の変更について

・ 申請書の提出後に使用人の変更があった場合は、「移動露店市場出店資格確認書兼申請書記載事項変更届」を速やかに提出してください。警察の審査が間に合わない場合は出店できません。

※出店者の変更は理由を問わず一切認めません。

※使用人が「反社会的勢力」に該当する場合や、申請資格に合致しない場合は出店できません。

(3) 出店料の支払

・ 受付時に「1.露店概要（6）出店手数料等」のとおり納付ください。

4. 出店に係る留意事項

(1) 出店時について

・ 「移動露店市場出店許可証明書」は、設置後、店舗の見えやすい位置に掲示してください。

(2) 出店者用の駐車場及び交通規制について

・ 近隣の住宅や周辺などへの無断駐車はしないでください。

・ 路上駐車は厳禁です。出店者は指定された駐車場へ駐車してください。指定駐車場は、当日現地

に明示します。

(3) 火気使用器具等の設置基準・留意事項について

・露店で火気使用器具を使用する場合は上越地域消防事務組合火災予防条例および以下の内容を遵守し、火災予防に十分注意すること。

・出店者の過失により火災が発生した場合は、出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

【コンロ関係】

- ・不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- ・コンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。
- ・振動・衝撃で容易に転倒し、または落下するおそれのないように据え付けること。
- ・カセットコンロを使用する場合、2台以上並べて使用しないこと。
- ・使用中は、その場を離れないこと。

【炭火関係】

- ・不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- ・炭火の上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。
- ・振動・衝撃で容易に転倒しないように据え付けること。
- ・火の粉の発生には十分注意すること。
- ・使用中は、その場を離れないこと。

【プロパンガス関係】

- ・ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しないこと。
- ・ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置くこと。
- ・コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付けること。
- ・使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておくこと。
- ・使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じること。
- ・ボンベは水平な場所または台の上に置き、必要に応じて鎖等で固定するなど、転倒しない措置を講ずること。

【消火器について】

・火気等(電磁調理器を含む)を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられているため、必ず出店者が用意すること。

※開催日の午前9時30分から消防署員が消火器の確認を行います。必ず立会をお願いします。立会ができない場合は、付近の出店者に依頼するなどしてください。なお、立会者が誰もいない場合は出店許可を取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

- ・消火器は確実に操作できるよう、取扱い訓練を行うこと。
- ・消火器は事前に次の3点(①検定品、②設計標準使用期限内、③腐食、亀裂または破損等がない)を確認し、確実に初期消火ができるようにしておくこと。

(4) 油の使用について

・油を使用する場合はブルーシート等を敷くなどして地面に油が付着しないようにするとともに、万が一付着した場合は、後片付け時に確実に除去してください。

(5) ごみの搬出・処分について

- ・粉物、廃油等を含むごみは、道路や側溝、周辺敷地等へは絶対に廃棄しないこと。

・ごみは各出店者が、持ち帰り処理してください。

※放置された物品等を発見した場合は不法投棄とみなし、関係機関に通報し、次回以降の出店を認めない場合があります。

(6) イベントおよび露店開設の中止・変更について

・荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(7) 補償、返金について

・イベントおよび露店開設中止・変更に伴い、出店手数料等の返金や販売機会損失への補償、仕入れや開設準備にかかった費用に対する補填等の対応は、いかなる場合も返金・補償はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(8) その他注意事項

- ① 出店を希望する場合は、必ず本要項を全て確認のうえ、同意する方のみ提出期限までに、別紙「申請書」、必要に応じて「保健所から受けている許可書の写し」および「坂田池観桜会移動露店火気(LPG) 使用申請書」を提出してください。
- ② 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店できない場合があります。
- ③ 公序良俗に反するものは禁止です。
- ④ 許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与することは禁止です。
- ⑤ 当日は、必ず開設者および管理者の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者1名以上を店舗内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- ⑥ 販売は出店場所内のみで行ってください。
- ⑦ 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下にシート等を敷くなどの対策をするとともに、万が一汚した場合は、出店者において清掃をお願いします。
- ⑧ 出店にかかる盗難・紛失については、管理者は一切責任を負いませんので、出店者の責任において管理してください。
- ⑨ 事故・トラブル等があった場合は、出店者の責任において誠実に対処してください。
- ⑩ 各露店の開設終了時刻は、P.2「露店の開設場所および期間」を確認のうえ、時間は厳守してください。

※本要項は諸事情により内容が変更となる場合があります。

応募から出店までのスケジュール

1 出店手続き【参照：P.1～2】

① 出店申請書類の提出期限

令和8年3月13日（金） 17:00 ※必着

提出期間は厳守願います。

出店希望小間数が出店可能区小間数を越えた場合は、露店管理者による厳正な抽選を行い、出店者を決定します。

② 受理、確認

・露店管理者において、申請内容を確認します。

③ 警察への照会

・申請書に記載の内容を警察に提出し、「反社会的勢力」の有無を照会します。

④ 却下通知書・出店許可証

・申請者が申請資格に合致しない場合には、3月27日までに「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を発送します。

・申請者が申請資格に合致している場合には、受付後、「移動露店市場出店許可証」及び「移動露店市場出店許可証明書」を交付します。

2 出店受付・出店料・抽選【参照：P.2～3】

① 出店受付

・4月11日（土）または開催日 8:30～9:00 現地露店管理本部

② 出店料の支払い

・出店受付時に「1.露店概要（6）出店手数料等」のとおり納付ください。

③ 抽選会

・受付当日（開催日）、9:00から抽選により出店区画を決定します。

・露店管理者による厳正な抽選を行い、抽選の順番を決定します。

④ 出店・営業開始

・開催日の9:30以降

・「移動露店市場出店許可証明書」は、営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。

④ 営業終了・撤収

・営業終了は15:00ころ、撤収完了は16:00ころを予定しています。

担当	〒949-3292 新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 柿崎区総合事務所 産業グループ 露店担当 TEL：025-536-6707 FAX：025-536-2227
----	---